

第 3 5 回成田市農業委員会総会議事録

令和 8 年 5 月 1 1 日

成 田 市 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和8年5月11日（月）
午後1時30分から午後3時4分

2. 開催場所 成田市役所 議会棟3階 全員協議会室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 18名

議長 諏訪 恵 昨

1番 木村 知子 11番 矢崎 光二

2番 大竹 卓 12番 萩原 孝次

3番 宮城 敏彦 13番 小川 美智子

4番 田中 敏雄 15番 宇井 甲司郎

5番 浅井 弘一 16番 泉水 厚子

6番 京相 稔 17番 藤崎 明

7番 加藤 茂 18番 坂田 一郎

9番 諏訪 和恵 19番 湯浅 恵介

10番 森川 光江

5. 欠席委員 8番 渡邊 義行

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用促進等促進計画案（令和8年5月）について

議案第6号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の公表
について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第4号 成田市農地利用最適化推進委員候補者の選考結果について
報告第5号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	渋谷	淳
振興係長	山倉	隆宏
農地係長	椎名	俊亮
主査	緒方	勤
主査	椎名	高史

8. 傍聴人

なし

○議長（諏訪会長） 本日は、渡邊委員が欠席となります。従いまして、本日の出席委員は18名となります。

それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、第35回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

○議長 議案の審議に先立ちまして、4月総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、19番 湯浅 恵介委員、1番 木村 知子 委員 の両名を指名いたします。また、書記に 山倉 振興係長 を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和8年5月）について

議案第6号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 成田市農地利用最適化推進委員候補者の選考結果について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案6件、報告5件でございます。

○議長 初めに、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、でございますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、宇井委員は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

（宇井 委員 退室）

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。

事務局より説明をお願いします。

(渋沢 事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢 事務局長

○渋沢事務局長 議案集3ページをお開き願います。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

全体で6件の申請がございました。

①売買でございます。3件の申請がございました。1番、譲受人である東峰の法人が、東峰にお住いの譲渡人が所有する、東峰の畑1筆、12,826㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業経営を本格的に開始するため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「高齢で管理が難しいため」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、富里市にお住いの譲受人が、大竹にお住いの譲渡人が所有する、大竹の畑1筆、610㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「耕作している申請地を取得するため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「農業に従事していないため」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

議案集4ページでございます。

3番、多良貝にお住いの譲受人が、横山にお住いの譲渡人が所有する、横山の畑2筆、合計7,053㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「本格的に農業を行うため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「耕作できないため」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

②使用貸借権の設定でございます。2件の申請がございました。

1番、香取郡多古町にお住いの借受人が、東峰にお住いの貸付人が所有する川上の畑2筆、合計4,887㎡に、使用貸借権を設定したいという申請でございます。

借受人の事由は「自宅から近く管理しやすい申請地を借りたい」というもので、借り受け後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

貸付人の事由は、「高齢で管理が難しいため」というもので、総会資料4ページに案内図がご

ざいます。議案集5ページをお開き願います。

2番、下方にお住いの借受人が、下方にお住いの貸付人が所有する台方の田3筆、合計3,856㎡に、使用貸借権を設定したいという申請でございます。

借受人の事由は「独立して農業に従事したいため」というもので、借り受け後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

貸付人の事由は、「借受人の要望による」というもので、総会資料5ページに案内図がございます。

③賃借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、賃貸人である佐倉市の法人が、前林にお住いの賃借人が所有する、前林の畑4筆、合計4,867㎡に賃借権を設定したいという申請でございます。

賃貸人の事由は、「ブルーベリー事業の経営規模を拡大したい」というもので、借受け後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

賃借人の事由は、「維持管理が困難なため」というもので、総会資料6ページに案内図がございます。

以上で「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(椎名 主査の挙手あり)

○議長 椎名 主査

○椎名主査 3条①売買の1番につきましては、新たに農地を取得する法人による農地の売買でございます。法人形態は合同会社であり、定款及び登記事項証明書の目的欄には、「農業の経営とその他本会社の目的を達成するために必要な事業」との記載がされております。構成員は3名であり、議決権要件では、農業関係者の議決権の割合が100%であり、総数の過半を満たしております。

また、構成員である役員3名のうち2名が法人の農業に常時従事しておりますことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等の事前調査と新規就農の面接を行い、その内容から、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われます。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしていると思われます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、畑1筆を取得し、「小松菜・ほうれん草」の作付をしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等の事前調査と新規就農の面接を行い、その内容から、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、畑1筆を取得し、「じゃがいも・里芋」を作付したいという営農計画です。

得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等の事前調査と新規就農の面接を行い、その内容から、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、畑2筆を取得し、「甘藷」を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと
思われます。

○議長 続きまして、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長 の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 去る5月7日、午後1時から、成田市役所 議会棟3階 執行部控室におきまして、
第1小委員会を開催いたしました。

農業委員6名、農地利用最適化推進委員3名、合計9名の出席により、新規就農に係る面3
件の他、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

農地法第3条の許可申請案件については写真による確認、農地法第4条及び第5条の許可申
請案件並びに、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、現地確認を行
いました。

議案第1号、農地法第3条 ①売買の2番につきましては、申請地は、JR 下総松崎駅の東、
県道成田安食線の南側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「申請地の面積が1,000㎡未満なのに、なぜ新規就農の面接が必要
であったのか。」との質問があり、事務局からは「1,000㎡未満であっても営農を目的とし
ている場合には、面接を行います。今回は家庭菜園ではなく、産直などに農産物を販売する目
的で農業に従事していく計画であると聴き取りをしたため、新規就農の面接を行いました。」と
の回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いしま
す。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条、①売買の1番は可決されました。

○議長 続きまして、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長 の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の1番につきましては、申請地は、成田市公設地
方卸売市場の南東、市道夜番一畝田線の西側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の２番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の２番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条、①売買の２番は可決されました。

○議長 続きまして、①売買の３番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長 の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第１号、農地法第３条 ①売買の３番につきましては、申請地は、大沼公民館の北西、市道大沼矢芝線の西側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の３番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の３番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条、①売買の３番は可決されました。

○議長 次に、②使用貸借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(椎名 主査の挙手あり)

○議長 椎名 主査

○椎名主査 ３条②使用貸借権の設定の１番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第１号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第４号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間１５０日以上であり要件を満たしております。

許可基準第６号の「地域との調和要件」ですが、使用貸借権の設定の１番は、畑２筆を借り受け、「小麦」を作付したいという営農計画です。

権利の設定後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

以上のことから使用貸借権の設定の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま。なお、借受人は認定農業者ではありません。

3条②使用貸借権の設定の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、使用貸借権の設定の2番は、田3筆を借り受け、「水稻」を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

以上のことから使用貸借権の設定の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま。なお、借受人は認定農業者ではありません。

○議長 続きまして、②使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長 の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ②使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、成田市公設地方卸売市場の東、市道川上新田線の東側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「経営面積が0㎡だが新規就農の面接はしないのか。また、申請地で小麦の栽培をするとのことだが、一人でできるのか。どのように小麦を栽培するのか。」との質問があり、事務局からは「今まで別の場所で耕作していた農地の賃貸借契約を解約したために0㎡となっておりますが、継続して農業に従事する予定であることから、新規就農の面接は実施しておりません。また、申請地での農作業については、借受人が主に耕作をしますが、借受人が代表社員を務める会社からも労働力の提供があると聞いております。なお、小麦は無農薬で栽培すると伺っており、小委員会時の資料では雑草が繁茂しているように見えますが、小麦が作付けされております。作付けをしていない期間は雑草対策等のため、ロータリーで耕すと聞いております。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②使用貸借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(湯浅委員 の挙手あり)

○議長 湯浅 委員

○湯浅委員 合同会社で賃貸借契約を結ばない理由はわかりますか。

(椎名主査 の挙手あり)

○議長 椎名 主査

○椎名主査 これまで、農サイドの代表の方が、今回購入する土地で営農しておりましたが、今回その土地を会社名義にしたいということで、賃貸借契約を解消してしまうと、代表の方がどこも賃貸借しないこととなり、農家資格が無くなるため、別の農地を賃借しようとするものです。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条、②使用貸借権の設定の1番は可決されました。

○議長 続きまして、②使用貸借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長 の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ②使用貸借権の設定の2番につきましては、申請地は、ニュータウンスポーツ広場の西、市道台方線の南側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の中で委員より、「事由にあるように独立して農業に従事していくということか。」との質問があり、事務局からは「これまで親の農業の手伝いをしていたが、今後は親から農地を借りて、独立する形で本格的に農業に従事していきたいと聞いております。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、②使用貸借権の設定の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(京相委員 の挙手あり)

○議長 京相 委員

○京相委員 今回、約4反部借りるようであるが、借りる農地は親の農地も含まれるのでしょうか。
また、経営面積は0㎡ではないのか。

(椎名主査 の挙手あり)

○議長 椎名 主査

○椎名主査 借りる農地は貸付人である親名義の農地となっております。また、記載されている経営面積は、申請者が経営している面積ではなく、同居の親と同一の経営体として、親が所有している面積となっております。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条、②使用貸借権の設定の2番は可決されました。

○議長 次に、③賃借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(椎名 主査の挙手あり)

○議長 椎名 主査

○椎名主査 3条③賃借権の設定の1番につきましては、法人が賃借により、畑4筆を借りる申請でございます。法人形態は農地所有適格法人ではない株式会社となります。提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、賃貸借契約書の中では「農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除する」旨の条件の記載が附されております。

また、地域における適切な役割分担のもと、継続的な農業経営を行うことの、確約書が提出されております。

業務執行役員又は使用人(農場長等)のうち1人以上が農業に常時従事することについては、業務執行役員1名が農業に常時従事しております。また、今回は農地所有適格法人ではないことから、農地法の規定により、農政課へ本件について照会をかけたところ、意見等ない旨の回答をいただいております。

許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしていると思われます。

また、許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の1番は、畑4筆を賃借し、ラビットアイ系のブルーベリー5品種、672本の苗木を植えて栽培したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。

以上のことから賃借権の設定の1番については、農地法第3条第3項各号の要件を満たすと思われま。なお、賃借人は認定農業者ではありません。

○議長 続きまして、③賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。
(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ③賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、旧前林小学校の南東、市道前林7号線の南側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「ブルーベリーの苗は植えられているのか。」との質問があり、事務局からは「申請地は、以前別の耕作者が荒らしたまま契約が終了しており遊休農地化しておりました。遊休農地の状態がしばらく続いておりましたが、今回、賃借人との話し合いがまとまり、耕作できるようにしていく中で、ブルーベリーの植えつけ時期との関係から苗を植えていると聞いております。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、③賃借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めま。

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条、③賃借権の設定の1番は可決されました。

○議長 以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。退室されていた、宇井委員の入室をお願いします。

(宇井 委員 入室)

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋谷 事務局長の挙手あり)

○議長 渋谷 事務局長

○渋谷事務局長： 議案集6ページをお開き願います。

「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。1件の申請がございました。

1番、東京都江戸川区にお住いの申請人が、松崎の畑1筆、330㎡を「駐車場 普通車8台分の用地として転用したい」という申請でございます。総会資料7ページに案内図、8ページに公図の写しがございます。以上で「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします

○議長 それでは、議案第2号、農地法第4条の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方 主査の挙手あり)

○議長 緒方 主査

○緒方主査 農地法第4条の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため第2種農地です。転用目的は、貸駐車場用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、事業費を上回る残高が確認できましたので、問題はないと思われます。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年6月末日着手、令和8年7月末日完了の予定です。計画面積の妥当性については、駐車場への転用の場合は、普通車1台あたり25～30㎡であり、今回の申請は、面積330㎡に普通車8台の計画ですが、申請地の形状や周辺の土地の状況から妥当な面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は敷地内で砂利敷きとし、自然浸透させ敷地外への雨水流出を防ぐ計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長： 森川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第4条 の1番につきましては、申請地は、八生小学校の東側、市道松崎中郷線の北側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。審査の中で委員より、「案内図では建物が建っているように見えるが、現況はどのようになっているのか」との質問があり、事務局からは、「以前、転用の許可を受けて住宅が建っていましたが、地目変更がされておりました。現在は、住宅は解体されており、更地となっております。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第2号、農地法第4条の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第4条の1番は可決されました。

○議長 以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢 事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢 事務局長

○渋沢事務局長 議案集7ページでございます。

「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。全体で3件の申請がございました。

①売買でございます。2件の申請がございました。

1番、譲受人である東京都千代田区の法人が、千葉市若葉区にお住まいの譲渡人が所有する新田の畑3筆、合計12,723㎡を売買により取得し、「貸倉庫兼事務所用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料9ページに案内図、10ページに公図の写しがございます。

2番、香取郡多古町にお住まいの譲受人が、美郷台二丁目にお住まいの譲渡人が所有する、所の畑1筆、345㎡を売買により取得し、「専用住宅用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料11ページに案内図、12ページに公図の写しがございます。

議案集8ページでございます。

②賃借権の設定でございます。1件の申請がございました。

賃借人である佐倉市の法人が、佐倉市にお住まいの賃貸人が所有する、川上の畑4筆、合計1,250㎡を、「進入路用地」として、令和11年6月30日まで、一時転用したいという申請です。

総会資料13ページに案内図、14ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、農地法第5条、①売買の1番について審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方 主査の挙手あり)

○議長 緒方 主査

○緒方主査 5条①売買の1番です。

農地の区分は、令和7年6月12日付けで、農用地区域から除外されていることから、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、貸倉庫兼事務所用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、事業費を上回る残高が確認できましたので、問題はないと思われます。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年6月15日に着手、令和10年4月30日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについては、令和8年4月27日付で、都市計画課と成田市開発行為等指導要綱に基づく協定書を締結しています。

計画面積の妥当性については、事業面積は、18,265平方メートルのうち、農地の面積が12,723平方メートルに、建築面積7,668.58平方メートルの鉄骨造2階建の倉庫兼事務所を建築する計画です。

周辺農地の営農への支障について、雨水は、敷地内の浸透貯留槽で処理し、オーバーフロー分を市道側溝に放流する計画です。

生活雑排水については、合併処理浄化槽で処理し、処理水を市道側溝に放流する計画です。隣接農地境界には、フェンス基礎を設置し、土砂及び雨水等の流出を防ぎます。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ①売買の1番につきましては、

申請地は、成田市公設地方卸売市場の北、市道十余三新田線の北側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。

本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条 ①売買の1番は可決されました。

○議長 続きまして、農地法第5条、①売買の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方 主査の挙手あり)

○議長 緒方 主査

○緒方主査 5条①売買の2番です。

農地の区分は、農地の区分については、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、事業費を上回る資金が確認できましたので、問題はないと思われます。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年9月10日着手、令和9年1月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、345㎡の敷地に、建築面積約87.77㎡の専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルの範囲内であることから妥当な面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水は浸透枳を設置し敷地内浸透とし、生活雑排水は、合併処理浄化槽で処理し、処理水は蒸発散方式により敷地内で処理する計画です。

集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ①売買の2番につきましては、申請地は、所一集会場の東、国道51号線の北側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。

本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条 ①売買の2番は、可決されました。

○議長 次に、②賃借権の設定の1番について審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方 主査の挙手あり)

○議長 緒方 主査

○緒方主査 5条②賃借権の設定の1番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、コンクリートガラ等の搬出のための進入路用地です。今回の申請地の先に、申請者が所有する一畝田字南谷津地476番8、原野1,249㎡があり、そこに前所有者が投棄したコンクリートガラ等の廃棄物がそのままの状態にされています。今回、隣接する土地の所有者から撤去を望む要望があったことから、コンクリートガラ等を撤去し処理することとすることです。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、事業費を上回る残高が確認できましたので、問題はないと思われます。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年7月1日着手、令和11年6月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水は、敷地内浸透により処理します。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ②賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、市道天神峰中央1号線の東、県道成田小見川鹿島港線の北側の農地で、現況は畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、②賃借権の設定の1番は可決されました。

○議長 以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 それでは、議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢 事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢 事務局長

○渋沢事務局長 議案集9ページをお開き願います。

「議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」でございます。
1件の申請がございました。

本来、農地の地目変更登記に係る手続きにつきましては、農地法による許可書に基づいた転用事実確認証明書を添付し地目変更をすることとなります。しかしながら、今回の申請は、農地法の所定の許可を得ないまま20年以上経過し、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分を受けていない土地であることから、農地法の規定に基づく許可を要しない旨の千葉県知事の証明を受けようとするものでございます。

なお、この証明は、「千葉県農地転用関係事務指針」に基づくものであり、農地に基づく農地転用許可を受けずに不動産登記法の手続きのみで地目変更がなされることを抑制するため、法務局及び登記官の協力を得て、指導による農地法等の法令遵守の効果を期待するものであります。従いまして、不動産登記法による登記手続の運用を妨げるものではないとされております。

1番、北海道沙流郡日高町にお住いの申請人が、大栄十余三の牧場2筆、合計2,622㎡を、「平成13年以前から宅地として使用しているため、地目変更をしたい」との事由により、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたものでございます。

証明願には、20年以上前に撮影された航空写真が添付されており、建物が建っていること

を確認しております。また、これまで農地法第51条の規定による違反転用の処分は受けておりません。総会資料15ページに案内図、16ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願につきましては、申請地は、県道横芝下総線と、市道新堀1号線に隣接する牧場内で、現況は住宅が建っております。

審査の中で委員より、「今のタイミングで申請するのはなぜなのか」との質問があり、事務局からは、「現況と地目が違うため、適正な地目に変更しようとするものです。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

○議長 以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画案(令和8年5月)については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、大竹委員は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(大竹 委員 退室)

○議長 それでは、議案第5号、農用地 利用集積等 促進計画案(令和8年5月)について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋谷 事務局長の挙手あり)

○議長 渋谷 事務局長

○渋谷事務局長 議案集10ページをお開き願います。

「議案第5号 農用地利用集積等促進計画案(令和8年5月)について」でございます。11ページをご覧ください。

成田市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、13ページ、14ページの総括表により、ご説明させていただきます。なお、詳細の農用地利用集積等促進計画一覧表につきましては、15ページから30ページをご覧ください。

それでは、議案集13ページをご覧ください。1-1. 促進計画一括方式による利用権設定でございます。合計面積は20万8,490㎡で、うち、田が154筆、41件、19万3,098㎡、畑が9筆、2件、1万1,994㎡、農業用施設が1筆、1件、3,398㎡でございます。

新規及び更新の内訳につきましては、新規設定が、契約面積16万4,609㎡、田が、133筆、33件、15万2,615㎡、畑が、9筆、2件、1万1,994㎡でございます。

再設定は、契約面積4万3,881㎡、田が、21筆、8件、4万0,483㎡、畑はありません、農業用施設が、1筆、1件、3,398㎡でございます。

続きまして1-2. 促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。

詳細につきましては、議案集15ページから21ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、1-1. 促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいませうお願いいたします。

議案集14ページをお開き願います。2. 再配分の転貸でございます。

合計の契約面積は2万4,938㎡、田10筆4件で、詳細につきましては、議案集29ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

3. 貸付でございます。本件につきましては、所有者が死亡し、配偶者及び子全員の死亡が確認されたため、農地法の規定に基づき、令和7年3月に告示を行い、所有者等の申し出がなかったことから、農地中間管理機構である千葉県園芸協会が貸し付けることができることとなりました。その結果、借受が必要ないため、転貸ではなく、貸付の扱いになるものです。

合計契約面積は6,584㎡で、田が8筆1件でした。

詳細は議案集30ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

以上で「議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和8年5月）について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（森川 小委員長の挙手あり）

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第5号、農用地利用集積等促進計画案(令和8年5月)につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案(令和8年5月)について、を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

○議長 以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

退室されていた 大竹委員 の入室をお願いします。

(大竹 委員 入室)

○議長 次に、議案第6号、令和7年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、を提案いたします。

事務局より説明をお願いします。

(渋沢 事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢 事務局長

○渋沢事務局長 議案集31ページをお開き願います。

議案第6号 「令和7年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」でございます。

令和7年度における、最適化活動の目標に対する点検・評価を行うものであり、その実績についてご審査をいただくものです。それでは、議案集32ページをご覧ください。

初めに「I. 農業委員会の状況」でございます。「1. 農業委員会の現在の体制」につきましては、農業委員19名及び農地利用最適化推進委員22名の皆様の令和7年4月1日時点の状況でございます。

資料中段の「2. 農家・農地等の概要」につきましては、直近の農林業センサス等の資料に基づき、左から「総農家数」は1,431経営体、「基幹的農業従事者数」は2,097人となっております。一番右の表では「認定農業者」は317経営体、基本構想の水準到達者は110経営体、「認定新規就農者」は10経営体など、記載のとおりとなっております。

資料下段は、本市の耕地面積で、田3,830ヘクタール、畑2,590ヘクタール、合計6,420ヘクタールとなっております。

続きまして、議案集33ページをお開きください。

「Ⅱ. 最適化活動の実施状況」でございます。「1. 最適化活動の成果目標」「(1) 農地の集積」につきましては、①現状及び課題といたしまして、管内の農地面積6,420haに対し、これまでの集積してきた面積が3,033ha、集積率は、47.2パーセントとなっております。

課題といたしましては、利用集積は進んでおりますが、条件の悪い農地は遊休農地化が進んでいることと担い手の高齢化が進んでおり、今後の地域農業を支える新たな担い手等の育成や確保及び農地の利用集積、集約化の推進が求められております。

②目標は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」いわゆる基本構想に定める目標年度である「令和14年度」には、集積率を55%とかかげております。

③実績としましては、新規の集積面積は、156ha、累計3,231haとなり、集積率は51.4%となりました。目標の集積に対する達成状況は104.5%となっております。

続きまして、資料下段の「(2) 遊休農地の発生防止・解消」です。①現状及び課題では、令和7年度の農地の利用状況調査の結果、1号遊休農地面積が585haでございました。

②の目標です。アの既存遊休農地の解消としましては、令和3年度の緑区分の遊休農地277haの5分の1の面積を記載することとなっておりますので55haを解消する目標としております。

恐れ入りますが、34ページをご覧ください。イの新規発生の遊休農地については、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積を4haとしております。

③の実績でございます。草刈り等により直ちに耕作することが可能な緑区分の農地の解消目標、55haに対し実績は36ha、達成率は65.4%でした。また、新規発生遊休農地の解消実績は、5haでございました。

なお、④その他です。この実績は、7月から9月にかけて利用状況調査を実施し、10月から1月にかけて調査結果のとりまとめ、遊休農地と判定された農地の所有者に対して、今後どうしていくのかの意向調査を1月から2月に行いました。意向調査の結果から、農地中間管理機構へ貸し付けを希望する農地については、中間管理機構へ情報提供を行っております。

続きまして、資料下段の「(3) 新規参入の促進」です。

①現状です。過去3年分で申し上げますと、令和4年度は6経営体、令和5年度は2経営体、令和6年度は8経営体の新規参入者がありました。その下の面積は、新規参入した当該経営体に集約した農地面積となっております。

その下になりますが、②の目標といたしましては、新規参入者へ貸付ける面積を、過去3カ年の農用地利用集積計画による権利移動面積の平均値の1割とすることになっておりますこ

とから、その面積56.6haを目標として記載しております。

議案集35ページに移りまして、③の実績としましては、2.7haで達成率は4.7%でした。続きまして、資料中段の「2 最適化活動の活動目標」です。

(1)推進員等が最適化活動を行う日数目標は、ひと月あたり6日、(2)活動強化月間の設定は、年1回7月～9月を取り組み時期とし、先ほど申し上げました、農地の利用状況調査を実施いたしました。

続きまして、議案集36ページをご覧ください。(3)新規参入相談会への参加の目標は、年1回、11月下旬に千葉県農業会議等が共催する新規参入者相談会へ1名参加するとしましたが、昨年度は参加実績がありませんでした。

最後に、資料下段の「目標の達成状況の評語」としましては、「目標に対して期待通りの結果が得られた」といたしました。

また、議案集37ページの「Ⅲ事務の実施状況」につきましては、令和7年度の総会の開催実績、各種事務の処理件数等について記載しております。

以上で 議案第6号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第6号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第6号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表につきましては、審査の中で、委員より「議案集35ページ中段の最適化活動の活動目標の中で、最適化活動を行う農業委員の人数が18人となっているが、19人ではないか」との質問があり、事務局から「中立委員を除いた人数を記載しております」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第6号、令和7年度 農業委員会農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

○議長 以上で、議案第6号の審議を終わらせていただきます。

○議長 それでは次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢 事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢 事務局長

○渋沢事務局長 議案集38ページをお開き願います。「報告第1号 専決処分について」でございいます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をしましたので、報告いたします。議案集39ページでございいます。

①農地法第3条の3の規定による届出でございいます。5件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございいます。内容につきましては、記載のとおりでございいます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集41ページにお開き願います。②農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出でございいます。10件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございいます。内容につきましては、記載のとおりでございいます。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集45ページをお開き願います。③転用事実確認証明でございいます。4条で1件、5条で2件、合計3件の証明願がございました。

この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございいます。

内容につきましては、記載のとおりでございいます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で「報告第1号 専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第1号 専決処分につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございいます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢 事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢 事務局長

○渋沢事務局長 議案集46ページをお開きください。

「報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」でございます。1件の取消願いがございました。

今回の案件につきましては、昨年2月7日開催の第20回総会で、許可相当としてご承認をいただき、同年4月27日付けで賃借権の設定による、採草放牧地用地への転用として千葉県より許可されたものです。

取消しの理由は、許可の目的である与那国馬を活用しホースセラピー事業を行うために必要な動物取扱責任者資格の取得が困難となったことから、事業を中止することになったためとのことです。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢 事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢 事務局長

○**渋沢事務局長** 議案集４７ページをご覧ください。

「報告第３号 農地法第１８条第６項の規定による通知について」でございます。１８件の通知がございました。

賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第３号 農地法第１８条第６項の規定による通知について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**議長** 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（森川 小委員長の挙手あり）

○**議長** 森川 小委員長

○**小委員長** 報告第３号、農地法第１８条第６項の規定による通知につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○**議長** ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○**議長** その他ございませんか。

（なしの声あり）

○**議長** 質問等が無いようですので、報告第３号を終了させていただきます。

○**議長** 次に、報告第４号、成田市農地利用最適化推進委員候補者の選考結果について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

（渋沢 事務局長の挙手あり）

○**議長** 渋沢 事務局長

○**渋沢事務局長** 議案集５１ページをお開きください。

「報告第４号、成田市農地利用最適化推進委員候補者の選考結果について」でございます。

農業委員会等に関する法律第１７条第１項の規定により、農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱することとされております。令和８年２月１６日から３月３０日まで、市ホームページや広報なりた２月１日号等で周知を図り、推進委員の募集を行ったところ、２２人の定数に対し、各地区から２２人の推薦による応募がございました。

候補者の選考につきましては、成田市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱に基づき、先月２８日に農地利用最適化推進委員 候補者選考委員会を開催し、５２ページの候補者名簿に記載の２２人を農地利用最適化推進委員の候補者として選考しましたので、報告を行うものでございます。

いずれの方々も、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、地域からの信望も厚く、

農地利用最適化推進委員として適任であると思われます。

なお、候補者の詳細につきましては、53ページから56ページに、募集期間終了後に市ホームページで公表しました資料を載せてございますので、ご参照ください。

以上で「報告第4号、成田市農地利用最適化推進委員候補者の選考結果について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第4号、成田市農地利用最適化推進委員候補者の選考結果について、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋谷 事務局長の挙手あり)

○議長 渋谷 事務局長

○渋谷事務局長 議案集57ページをご覧ください。

「報告第5号 農地等の現況に関する照会について」でございます。

①法務局の照会分として、香取支局より2件の農地等の現況に関する照会がございました。

運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で「報告第5号 農地等の現況に関する照会について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第5号、農地等の現況に関する照会につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第5号を終了させていただきます。

○議長 以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第35回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時4分)